

## 【議題】

### 1 新しい総合事業のサービスの利用について (資料1～3)

- 新しい総合事業のサービスを利用できる人は、これまでの介護保険制度と同様、65歳以上の人及び40～64歳の人で特定疾病に該当する人
- 窓口での相談から、各種サービスの利用までの流れについて(案)

・・・ 資料1

- 厚生労働省が作成した「基本チェックリスト」の実施により、基準に該当した人が新しい総合事業のサービス利用対象者となる。

・・・ 資料2

- 新しい総合事業への円滑な移行について (案) ・・・ 資料3

- ・平成28年度は、既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護のサービスを受けている人は、予防給付でのサービス利用を継続する。新規に要介護認定の相談・申請をした人から、新しい総合事業での訪問型又は通所型サービスの利用を開始する。
- ・平成29年度は、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護サービスを利用していた人も、年度途中の要介護認定更新時点で新しい総合事業の訪問型又は通所型サービスの利用に移行する。
- ・平成30年4月からは、これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護のサービスを受けていた人全てが、新しい総合事業の訪問型又は通所型サービスの利用に移行する。

### 2 平成28年度から開始するサービスの種類について (資料4～7)

- 訪問型サービス(案) ・・・ 資料4

- 通所型サービス (案) ・・・ 資料5

- 介護予防マネジメント(案) ・・・ 資料6

- 一般介護予防事業 (案) ・・・ 資料7

- ・なお、平成29年度以降のサービスについては、高齢者の生活支援ニーズの把握及び社会資源等の発掘・開発により、順次、多様化を図る。

### 3 コーディネーター及び協議体の整備について (資料8～9)

- 茨木市生活支援コーディネーター事業計画 (案) ・・・ 資料8

- 第1層及び第2層協議体の整備について (案) ・・・ 資料9